

利根町告示第 84 号

令和 3 年第 5 回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 3 年 12 月 16 日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招集の日 令和 3 年 12 月 21 日
2. 招集の場所 利根町議会議場
3. 付議事件
(1) 議案第 82 号 令和 3 年度利根町一般会計補正予算 (第 8 号)

令和3年第5回利根町議会臨時会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	12. 21	火	本 会 議	開会 提出議案（説明・質疑・討論・採 決） 議案第82号 閉会	午前10時

令和3年第5回
利根町議会臨時会会議録

令和3年12月21日 午前10時開会

1. 出席議員

2番	山崎 誠一郎 君	8番	井原 正光 君
3番	片山 啓 君	9番	五十嵐 辰雄 君
4番	大越 勇一 君	10番	若泉 昌寿 君
5番	石井 公一郎 君	11番	船川 京子 君
6番	石山 肖子 君	12番	新井 邦弘 君
7番	花嶋 美清雄 君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	佐々木 喜章 君
総務課長兼防災危機管理課長	飯塚 良一 君
政策企画課長	川上 叔春 君
財政課長	蜂谷 忠義 君
子育て支援課長	花嶋 みゆき 君
会計課長	田口 輝夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局 長	大越 聖之
書 記	荒井 裕二
書 記	野田 あゆ美

1. 会議録署名議員

4番	大越 勇一 君
5番	石井 公一郎 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和3年12月21日（火曜日）

午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 議案第82号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第8号）

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 議案第82号

追加日程第1, 井原正光議員の議員辞職勧告決議

追加日程第2, 花嶋美清雄議員の議員辞職勧告決議

午前10時00分開会

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第5回利根町議会臨時会を開会いたします。

会議に入る前に、執行部の出席者について報告をいたします。

本臨時会においては町長及び提出議案に関連する課長のみの出席となりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1, 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、

4番 大越 勇 一 議員

5番 石井 公一郎 議員

を指名いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第2, 会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 審議に入るに当たり、本臨時会に提出された議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） おはようございます。本日ここに令和3年第5回利根町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、本日、私のほうから御提案いたしました議案の概要を申し上げます。

今回の提出議案は、令和3年度利根町一般会計補正予算（第8号）についてで、歳入歳出それぞれ7,911万5,000円を追加し、総額を65億2,073万7,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、当初、子育て世帯への臨時特別給付金として、対象児童1人当たり5万円の現金給付を先行給付金として年内に実施することとしておりました。しかしながら、ここに来て国の方針が変わり、各自治体の実情に応じて全額現金給付も可能となったことや、町内の子育て家庭からも一括給付を望む声が出ていることから、クーポン分とされていた5万円についても現金給付とし、先行給付金と合わせて10万円を一括支給としたため、今臨時会に提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、お手元の議案書により御審議の上、何とぞ適切なる御判断を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

次の日程に入る前に、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をただすために行うものです。よって、会議規則第54条の規定により、議題外にわたる発言や議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、同条第3項に質疑は自己の意見を述べることができないと規定されておりますので、これらのルールを遵守するよう申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 日程第3、議案第82号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

補足説明を求めます。

花嶋子育て支援課長。

〔子育て支援課長花嶋みゆき君登壇〕

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 議案第82号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第8号）について、補足して御説明申し上げます。

初めに、補正予算の提案に至った理由につきまして御説明させていただきます。

国のコロナ克服新時代開拓のための経済対策で実施することになりました子育て世帯への給付10万円につきましては、令和3年度のコロナ予備費を活用した5万円の現金給付を年内に実施し、追加の5万円につきましては今国会の補正予算で計上されており、来年春季の卒業、入学、新学期に向けて子育てに係る商品やサービスに利用するためのもので、クーポンを基本とした給付を行うとされておりましたが、本年12月13日の衆議院予算委員会において、岸田総理大臣が、地方自治体の実情に応じて全額現金支給や年内一括支給についても容認されるお考えを示されました。

利根町におきましては、商工会で発行している町内共通商品券などを利用できれば地域振興にもつながると考えておりましたが、子育てに係る商品やサービスに特化したものとするこの給付のクーポンとしては利用できないため、クーポンで支給する場合には新たにクーポン給付の仕組みを構築しなければなりません。

利根町の実情としましては、子育て家庭やその子供たちの生活圏は塾や進学などを含め、県内にとどまらず千葉県など県外にも及んでおり、町内業者だけでは対応できないため、町外や県外の子育て関連の商品に特化した事業者などを選定するような形になってしまう可能性が高くなり、地元の地域振興につなぐことが難しいほか、町内の子育て家庭からも現金での一括給付を望む問合せが数多く届いていることもございますので、町としましては保護者の利便性と迅速な子育て支援につなげたい考えから、5万円のクーポン分につきましても現金給付とさせていただき10万円を現金で一括給付したいため、補正予算を計上させていただきました。

それでは、予算書の御説明をさせていただきます。

6ページをお開き願います。

歳入でございますが、款14国庫支出金、目2民生費国庫補助金は7,911万4,000円を増額するもので、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯、ゼロ歳から18歳の子供がいる世帯で児童手当の本則給付相当の年収の世帯に対し、子育て世帯への臨時特別給付追加給付金を給付するための補助金の計上でございます。補助率は、国が10分の10でございます。

次に、款18繰入金、目1財政調整基金繰入金は1,000円を増額するもので、今回の補正予算の財源調整でございます。

7ページをお開き願います。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

款3民生費、目1児童福祉総務費は7,911万5,000円を増額するもので、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金で、歳入でも御説明しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯で児童手当の本則給付相当の年収の世帯に対し、子育て世帯への臨時特別給付追加給付金を給付するための費用の計上でございます。職員の時間外勤務手当、給付額等変更通知の作成のための用紙代、変更通知の郵便料及び給付金児童1人

につき5万円を対象児童見込数1,580人分の計上をするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

石井議員。

○5番（石井公一郎君） 一点だけお願いしたいと思うのですが、この支給はいつまでに支給が完了するのか、それともう一つは所得制限、所得制限で960万円ですか、それ以上の人は何件ぐらい、この前も1回聞いたと思うんですけども、その辺だけお願いします。

○議長（新井邦弘君） 石井議員の質疑に対する答弁を求めます。

花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 支給の期限なんですけれども、まず申請の手続がない方は12月22日に振り込みます。そして、申請が必要な方に関しましては、3月31日までの申請と、新しく生まれたお子さんはそれから2週間後、31日に生まれた場合は出生届と同じように2週間後までに申請していただければ、その後支給するような形になります。

それから、該当しない方の人数なんですけれども、町のほうでは児童手当の受給者の情報しか持っておりませんので、中学生までの情報となるのですが、児童手当の所得制限限度額を超える児童手当の特例給付の受給者は17人で、児童数は31人となります。高校生のみの子供がいる世帯と公務員の世帯は個人情報関係もありますので、申請していただいた上で審査しますので、はっきりした人数等は分かっておりません。

以上です。

○議長（新井邦弘君） ほかに質疑ありませんか。

花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 今の答弁で分かりましたが、申請されて最短何日で特別給付は受けられますか。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員の質疑に対する答弁を求めます。

花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 申請された後、30日を目安として振り込む予定であります。

以上です。

○議長（新井邦弘君） ほかに質疑ありませんか。

石山議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山でございます。こちらの給付金に関しましては、ホームページ等でもお知らせいただいて、行政や国のほうにも載せていただいて、詳しいことが載せてあると思います。

今回、こちらのほうは申請しない方と申請する方とあるということで、特に高校生とい

うのが今回初めてお知らせをするということですね。申請漏れが、漏れというかいろいろな事情があったかも分かりませんし、届かなかった場合とか、お知らせ、そういう場合とかもあって、全ての人に考えていただいて申請していただきたいので、その点、今はホームページ等でお知らせいただいておりますが、いろいろやっていくうちに、申請についての促すためのフォローアップというところでは今までもやってきていただいていると思いますが、この種のことに對してはどのようなことをお考えか、お伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 石山議員の質疑に対する答弁を求めます。

花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 高校生のみの世帯、それと公務員の方、生年月日等で抽出しまして、該当するだろうと思われるような方には全て通知を差し上げます。それ以外の方になってしまいますと、自ら申請していただくようになります。

以上です。

○議長（新井邦弘君） ほかに質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

山崎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 山崎でございます。今、説明を聞きまして、明日、またワクチンの接種と前回の10万円の支給と今回の18歳以下の10万円の支給ということで、県下でまた一番10万円が完了するのは一番早いと思います。そのことに関して、職員の皆さん、執行部の皆さんに敬意を表するところでございます。

あまりその一番にプレッシャーかけないように、大変だと思いますので、これからゆっくり丁寧にしっかりやっていただきたいという思いと、今説明を聞きまして、960万円以上の方が31名という話でいくと、10万円だと310万円ですね、310万円の方についても今後何らかのいろいろ検討を、やるやらないはちょっと別にして、検討を重ねていただきたいなという要望でございます。

いずれにしても、今回、22日、明日10万円が該当の方に、今現在の該当の方に振り込まれると。年末を控えて、大変、子育てを抱えている家族にとっては非常に貴重なお金になると思います。非常に素晴らしい案で、また、クーポン、クーポンをやらなくしたと、現金でやったと。当然、手数料のほうもかからなく対応できるということ、素晴らしい案だと思いますので、私は賛成討論とさせていただきます。お疲れさまでございました。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第82号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第8号）を採決いたしま

す。

原案を可決することについて、ボタンにより投票をしてください。

それでは、投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第82号は原案について可決されました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、臨時会の議事日程は全部終了いたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 議員辞職勧告決議の動議を提出いたします。

井原正光議員に対する議員辞職勧告決議の動議を提出いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 暫時休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時19分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま大越議員から、井原正光議員の議員辞職勧告の動議が提出されました。

この動議は賛成者がありますので成立いたしました。

井原正光議員の議員辞職勧告の動議を緊急を要する事件と認め日程に追加し、追加日程1として議題とすることについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を緊急を要する事件と認め日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（新井邦弘君） 着席してください。可否同数です。よって、地方自治法第116条第1項の規定により議長裁決とします。

議長は賛成です。したがって、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

日程に追加し、追加日程1として議題とすることになりましたので、暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時23分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（新井邦弘君） 追加日程第1，井原正光議員の議員辞職勧告の動議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって，井原議員の退場を求めます。

〔8番井原正光君退場〕

○議長（新井邦弘君） 提出者の説明を求めます。

大越議員。

○4番（大越勇一君） それでは，井原正光議員の議員辞職勧告決議について提案理由を申し上げます。

先日の定例会最終日に，船川副議長の辞職勧告決議及び新井議長の不信任決議を井原議員が提出しました。そこで，我々も井原議員の言っている提案理由を分析し，さらに地方自治法や本町における条例についていろいろ調べてみました。

まず，議案第66号，議員報酬の件，議案第67号，副町長の件，議案第68号，町長及び教育長の給料の件の3件が可否同数となり，新井議長が裁決したことについて現状維持の原則の姿勢を取らなかったことで不信任決議を提出しました。

しかしながら，地方自治法第116条には，可否同数のときは議長の決するところによるとはっきり明記されているのです。これまでの歴代議長もまれにある可否同数のときは，自己の判断で可決か否決を決めてきたわけです。井原議員も議長時代はそうしたはずです。そうした自分のことは棚に上げ，何の瑕疵もない，法にも触れていない新井議長の議事進行に難癖をつけ，軽々しく不信任決議を提出したことは，ゆゆしき事態であると考えます。

次に，船川副議長の辞職勧告決議ですが，井原議員は，令和3年3月に開催された第1回定例会に上程された議案第3号 利根町立学校設置条例の一部を改正する条例を通常の過半数可決で議決されたことについて，地方自治法第244条の2第2項の規定を準用し，3分の2以上で決する特別多数議決にすべきだったと，当時の議長である現在の船川副議長に対して辞職勧告決議を提出したのです。

しかし，井原議員は，この法律をきちんと理解しているのでしょうか。

この法律は，普通地方公共団体は，条例で定める重要な公の施設のうち，条例で定める特に重要なものについて，これを廃止し，または条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは，議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないとうたわれています。つまり，利根町の条例で重要な施設はこの施設ですと定める必要があるわけですが，今のところ本町の条例には定めがありません。調べたところ，この条例を定めている近隣の町村はないと思います。

井原議員は，質疑や一般質問においてコンプライアンス，法令遵守が重要であると常に言っています。その井原議員が，法律にある規定や条例を無視して準用すべきとの発言には疑問を感じます。

もし、井原議員の言うとおりにした場合、準用すべき案件と規定による案件が複雑になり、收拾がつかなくなります。また、仮に、ある案件に対して準用すると仮定した場合、井原議員は反対の姿勢を取り、規定どおりにやるべきだったと難癖をつけると思います。

さらに、議会運営委員会の委員でもある井原議員は、3月定例会の運営を決める議会運営委員会の中で、この地方自治法第244条の2第2項について提案し検討したのでしょうか。会議録を見ましたが、そのような発言はありませんでした。それを、6月、9月の定例会でも何も言わず、急に12月定例会で持ち出したわけですが、いわゆる後出しじゃんけんも甚だしく、これを難癖と言わずにいられるのでしょうか。

全ての自治体や議会は、法律や条例の規定を遵守し運用すべきです。規定どおりに運用した当時の議長である現船川副議長の辞職勧告決議及び当時の副議長である現新井議長の辞職勧告決議を無駄に提出し、利根町議会の品位を著しく失墜させたものであり、これを放っておくわけにはいきません。そういう思いから、井原議員の議員辞職勧告決議を提出いたします。

○議長（新井邦弘君） 暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時40分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

井原議員から本件について弁明をしたいとの申出がありました。

お諮りいたします。

これを許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認めます。したがって、井原議員の弁明を許すことに決定いたしました。

井原議員の入場を許します。

〔8番井原正光君入場〕

○議長（新井邦弘君） 井原議員に弁明を許します。

井原議員。

○8番（井原正光君） 井原でございます。ただいま私に対する動議が提出されました。これに対して、少し弁明をしたいと思っております。

まず、新井議長に対する私の動議提出に対する件でございますが、この件については、さきの議会の中で議員報酬等に関する議案が同数になったということで、議長は賛成したということで、我々の報酬の値上げと町長の給料の値上げが通りました。可決されました。

しかし、私は、この可否同数の場合の議長の在り方というのは現状維持が原則だと、別に先ほど提案者の方も言うておられましたけれども、議長は賛成でも否決してもそれはいい

いんですけれども、やはり現状を変えることによってどういう問題が起きるかということなんです。財政的にも大変負担がかかりますし、また、今、このコロナ禍や何かでもって、我々も含めた町民あるいは国民、皆さんが非常に困っている。そういう困っている現状の中で、なぜ今、利根町の報酬が引き上げられなければならないのか。大変大きな問題だろうというふうに私は理解をしております。

その中で、大切なこの案件が決まる議会で、その公平な判断をされるべき議長が、その賛成に回ったということ、これは非常に私は重要な問題だろうということ、さきの新井議長に対しては動議を提出したわけでございます。これは、この議会ばかりではなくて、この問題は利根町町民の皆様にとっても非常に大きな関心事でありますし、4月1日から施行されますけれども、いろいろな形でこれは尾を引くだろうという形で私は思っております。

それから、船川副議長に対する動議でございますが、大分時間がたってしましましてちょっと違和感があったかもしれませんが、このときの議決の方法、確かに言われるように、法律として244条の2には、公の施設廃止等については条例に設置しなさいよということがうたわれています。この条例に設置するということは、これは我々が提出するのではなくて、これは町長が提出するわけです、執行部が提出するわけです。

町長は今、一生懸命、小学校の統合について進めておりますけれども、このような重要な案件について、これはもっともっと議会でもんでもらって、過半数ではなくて、それ以上の賛成者を置いてこの統合について進めようと、そういう、やはり行政のトップとして当然負うべき責任をしなかった。そして、それをまた、では議会でそのまま通していいのか、条例がないから通していいのかという問題ではない。やはり、条例になくても町の将来に大きな影響を及ぼす、こういう案件であるならば、議長、副議長はお互いに相談して、これは過半数ではなくて、上位の法律を準用して、最低3分の2以上、その辺の賛成者をもってこの統廃合については決しようと、そういう配慮が議会であるべきであった。私はそのように感じておりますので、別に条例にある、ないかを問わず、重要な案件については、この町議会としてはしっかり上位法を準用した中でその方向性を決するべきであるという形で、そういうふうに思っております。

この案件についても、今、利根町でいろいろ言われております。私も反対の立場ですから、こういう動議を提出したのかも分かりませんが、非常に利根町の将来にとりましても、子供たちのというか、利根町の教育についても大変重要なものでありますから、やはり、この利根町の議会としてはしっかりした方向性を持って、重要な案件は常に過半数ではなくて3分の2以上、そういう形でやはり議決すべきだろうというふうに思うんです。

その上位法には確かに、首長の首切りや我々議員のそういった辞職のやるものもありますから。ですから、もっと利根町の議会も、上位法、関係法令をよく遵守して、よく勉強

して、今後も議会運営に私自身も当たっていきたい。ですから、議長、副議長も、町の本当の将来の重要な方向性を決めるわけですから、真剣に慎重に、そして関係法令をやはり読んでいただいてやっていただきたいなど。

今回のこの私の動議によって、皆さん議員の中でそういうことがあったのかと初めて勉強して、急いで私に対する動議を勉強して、今日提出されたと思うんです。それまでは、恐らく知らなかったと思うんだよね。そういう一つの私の提案でもあったと思って、私は自負しているところであります。

以上です。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 井原議員の退場を求めます。

〔8番井原正光君退場〕

○議長（新井邦弘君） 暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時55分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

山崎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 山崎でございます。井原議員への辞職勧告に賛成いたします。

まず初めに、その前に、井原議員、いつもですが、傍聴の皆さんもライブ中継の皆さんも聞いてもらいたいのですが、自分の都合によって、法律、条例、時には自分が都合が悪いときは通例、そうやってごまかして、いつも逃げております。それを踏まえて、私、賛成討論させていただきます。

1月10日の議会最終日に井原議員から提出された新井議長への不信任決議、それと船川副議長への辞職勧告の際に、私、あのとき反対討論二つともしました。

議員たる者、条例をつくるのが仕事なんです。その条例に、上位法が云々ということを行っています。利根町の条例に従って、あと、国の法令に従って議会というのは運営されるものなのです。上位法があろうがなかろうが利根町の条例になれば、あの人が町長のとくにつくっていればよかったです。そんなものをつくってなくて、今さらお分かりですよ、今さら違反していないにもかかわらず、ああやって辞職勧告等を乱

発されたら、品位も、あと混乱も出るのです。

つい先日も、河内、龍ヶ崎の方に言われました。ライブ中継見たよと。あのとき、500人ぐらい見ていたんですね。ひどいねと、あれでは議員の資格があるのかいと言われたので、いや私は苦笑いするしかなかったのですが、それが実態なのです。

混乱を目的としているのか、それとも自分のパフォーマンスでやっているのか。条例と法律に触れていないものを辞職勧告されたら乱発になります。暴挙になります。あり得るわけがないのです。それを都合よく、時には上位法、この間も言っていましたよ、通例だと。法律に触れていない、法律ではないものに通例で辞職勧告を出されたらたまりません。

といったこともあって、井原議員特有の自分どおりの解釈をされていますが、さっきも言った議案第66号、議案第67号、議案第68号不信任、これも全く問題ありません。船川議員の問題も全くないと思います。過半数、同数の現状維持の原則おっしゃっていましたが、調べました。平成25年9月の第3回の議会におきまして、時の遠山町長に対して辞職勧告が出されておりました。結果5対5で同数になったんです、可否が、賛否が。そのときの議長は、井原議長でした。井原議長は、遠山前町長に対する辞職勧告に賛成しております。同じ口が言っていると私は思えません。だけれども、正々堂々と言うんです。びっくりしました。開いた口が塞がりませんでした。今日、絶対それを言ってやろうと思って、今こうして討論に立っております。だって、これをお知らせしないと、町民の皆さんだまされるんです。だから、今ここで言っております。ライブ中継御覧の皆さん、これが真実です。

冷静にお話しますが、この際なので、今までの数々の話、それが全部巡り巡ってこの現状になっているので、お話をさせていただきます。

私何度も言っているんですけど、まず、あの方が町長になったとき、利根町が大騒ぎでリコールをやりました。5,000名以上の署名が集まりました。皆さん、高齢者の方とか、皆さん忙しい中を、暑い日も寒い日も、5,000名集めたんです。それでリコールが成立して、町長選挙になりました。町長選挙になって、あの方が町長になりました。絶対2年で合併するぞと、合併しなかったら俺は辞めると、それが選挙公約で、それを皆さんが応援したんです。

ところが、この間の坂本議員ではありませんが、それから数か月前、おい坂本、合併なんかするんじゃないぞと、合併したらお前ら議員になれないんだぞ、合併なんか絶対するんじゃないぞと言っていた口が、数か月後に、2年で合併できなかつたら俺は町長辞めると言っているんです。最初から、やるつもりなかったんですよ。

それで、なった後、龍ヶ崎に行ったのは、たった2回。本人は3回と言っているのですが、記録では2回しか残っていないようです。2回しか龍ヶ崎に行っていないんです。当然2年でできるわけがないではないですか。それを4年やったんです。この間の一般質問でも私言いましたが、それで4年間のうのうとやって、1,000万円の退職金もらって辞めているんです。

その中で、さっきから言っていますけれども、学校統合、布川小学校と太子堂小学校、東文間小学校と文間小学校、利根中学校と新館中学校の統合をやっているんです。さっきから、大事な問題だから町民説明がなっていないとかと言っていますが、あの方がやったのは、保護者アンケートの1回きりです。時の教育関係のスタッフが、いや町長これはまずいでしょうと、こんなのでやったらちょっと後々問題になりますよと進言したそうです。そうしたら、そんなのは必要ない、俺が決めるんだ。これで、あとは何も言えなかったと。泣いていました。私、今回の件、今回というか前の3月の件でヒアリングしましたから。

これが実態なんです。それを今さら、今さらです。執行部は2年半にわたって、三十何回もやっているんです、説明を。入学前の保護者まで入れてやっているんです。やっていないのは、全協で賛成して本会議で反対した石井厚生文教委員長と片山副委員長ですよ。1回しかやっていないんですよ。行政は30回以上やっているんです。議会の教育関係の代表である厚生文教委員長と厚生文教副委員長は、たった1回、1回しか委員会を開いてなくて、それで反対しているんです。仕事をやっていないということでしょう。だから、この間の4月の議員懇談会でも2人の方が言っていましたよ。あなた方が仕事してないだけでしょと。仕事をしていない人間で、議会の教育関係の責任者ですよ、2人が。それが反対。もう1人は、町長在職中にアンケートしかやっていない人間が反対、統合問題に。賛成とか反対以前の問題ですよ。仕事してないんだから。その方がいきなり反対して。だから、今、一生懸命署名やられている方がいらっしゃいます、羽根野台とかでも。あの方が利用されているのではないかと、私は本当に気の毒ではないです。私の個人的な意見ですけれども、本当に学校統合を反対しているの、心から。そう思います。それが全部つながってつながって、こういうことになっているんです。

報酬もそうです。報酬も、この間も一般質問で言いましたが、おい、今度、給料上がるぞ。お前、遠山町長と仲がいいんだから一緒について来いよとって俺は行ったんだと。ただし本人は、俺は当時の遠山町長とは犬猿の仲だから、俺が行くわけじゃないかと、何を言っているんだと、しっかり行っているじゃないかと。

○議長（新井邦弘君） 山崎議員。一言。今、井原正光議員の辞職勧告の賛成討論だと思うのですが、実際に議題になっている案件に対して……。

○2番（山崎誠一郎君） いや、これ、全部つながるんです。

○議長（新井邦弘君） つながるのですか。

○2番（山崎誠一郎君） そういうことが全部つながって、本当に、利用されないようにしてもらいたいと切に切にお願いするところです。

こういう方が議員をやっているんです。元町長だったんです、詭弁を弄して。今回、辞職勧告を出しました。啞然としました。さっきも、この法律も知らなかつたらうと。ばかにするのもいいかげんにしてくれと。あなたは知っていて、こんな間違いしているじゃないかと。

そういったことも含めて私は、本題は法律にも条例にも触れていない議長と副議長に対する辞職勧告を二つ出したと、乱発したと。こんなことが今後許されるはずがないのです。そのために、今回あえて辞職勧告に賛成したのです。これを反対するという理由が、私には理解できません、これから採決になりますが。

もう1回言いますよ。法律にも条例にも違反していないものが、民主主義のルールにのっとって行われた採決に対して、辞職勧告を出すと。それに賛成する人、いると思います。しっかり認識をしてもらいたいと思います。町がおかしくなってしまいます。

それで、学校統合に関しては、それは反対の方がいたら、反対の方が運動されても、本当に一生懸命やられていることに、私は逆に敬意を表したいと思います。で、執行部のほうもしっかりと、1月にその会議を実施するということを言っているんです。だけれども、その前に、学校統合、あれだけ期間があって何度も何度もやったのに、責任者の厚生文教委員長、厚生文教副委員長、それがたった1回しか委員会を開かない。おかしいでしょう。

〔「関係ない」と呼ぶ者あり〕

○2番（山崎誠一郎君） 何が関係ないんだよ。これが実態なんです。それをどうか町民の、今、一生懸命学校統合反対の署名集めている方がいらっしゃると思いますが、このような議員に利用されないことを私は心からお願いしたいと思います。しっかり、民主主義のルールに沿って行われることをお願いしたいと思います。

よって、再度言いますが、法律に沿って、条例に沿って採決したものが、条例にはない上位法を持ち出してきて、時には通達を持ち出してきて、それで自分の都合のいいように、おかしいと、だから出したんだと。議員たる者は条例をつくるのが、議員の仕事なんです。その条例をつくる議員が、そのような通達とか条例にもない上位法を持ち出してきて辞職勧告をする、私には理解できません。よって、私は辞職勧告、賛成いたします。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

石井議員。

〔5番石井公一郎君登壇〕

○5番（石井公一郎君） 5番、石井です。今、山崎議員から、厚生文教委員長それに副委員長、1回しか文教の会議やっていないと。それは、反対したのは、私は学校の、まだ、文小学校、文間小学校、そういうことを2年間で統合していくというようなことについては、国庫補助の返還、10年以内で約2億3,000万円、このようなことは、今の学校でも耐震もやっている、クーラーも全教室つけた……。

○議長（新井邦弘君） 石井議員に申し上げます。今回、この反対討論は……。

○5番（石井公一郎君） いや、反対討論していて、山崎議員のものは許していて、私は……。

○議長（新井邦弘君） 一応、だから同じ案件で反対、賛成でお願いしたいのですけれど

も。

○5番（石井公一郎君） だから、井原議員の提案については、私は井原議員に賛成していますよ。けれども、今、個人名を出して、文教委員長が、副委員長も何もやっていない、俺とは全然関係ないようなことで、私は個人名を出して言われているわけですよ。ましてや、街宣車を使った中で、私のうちの前、片山さんもそうだろうし、井原さん、あと峯山さんかな、このようなことがあっていいのだろうか。私は、条例なり法律に沿って、きちんと仕事はしていると思っています。ただ、討論の中で、山崎議員のように個人名を出して、そのようなことを私は言われたくない。ましてや街宣車を出して、私のうちの前で、そのようなことをやること自体おかしいんだ。

そのようなことで、今、個人名を出して言わなければ、私も言うあれは全然なかったですよ。このようなことをやるんだから、私もそれに対して発言させていただきました。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

若泉議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） 私は、井原議員に対する辞職勧告に対して賛成の立場で一言、二言、三言、言わせていただきます。

まずは、前回、ここにおります新井議長、また、元の船川議長に対しても辞職勧告を出しました。あのことに對しても、私はなぜ出すのか、この2人に。当然、船川議員に対しては、私も絡んでいると思います。そう私は思っております。

ところで、これからいろいろとお話はしますけれども、まず、井原議員、条例とかいろいろ言っていますが、これは違反はしておりません。そのとおりにやっているわけですよ。それでも井原議員はいろいろと言っていますが、私、はっきり申しまして、井原議員という方は職員を三十数年やっておりました。それから議員になりました。町長もやりました。議長も副議長もやりました。この利根町、今現在、町長はじめ職員の方、我々議員の皆さん、一番内容を知っているのは井原議員だと、私はそう思っております。

それで、平成17年の合併が壊れたとき、あのときに結局、遠山町長に対してリコールを行いまして成立しまして、では、次の町長は誰にやらしてもらおうかということで手を挙げたのが井原議員と、前の白旗議員でした。それで、主立った方たちで話し合い、投票を決めて井原議員ということで、井原さんが町長に当選されたわけです。

それは、そのときの町長は何を仕事としてやるかということは、先ほどから山崎議員が言っていましたように、第一に、龍ヶ崎との合併、これが第一なんです。まさにそのとおりなんです。それで、井原議員と白旗議員も、その合併ということに対して自分の思いを多くの皆さんに語って、井原議員が選ばれたわけです。そのとき、確かに井原議員は、2年で合併できなかつたら私は辞めます、そのように言いました。即、井原さんが町長になったときに龍ヶ崎のほうへ、我々議員、町長はじめですよ、我々議員が龍ヶ崎のほうにお

願いをしに行きました。それで市長と会いました。その後もう一度、私と、あと何人だか忘れましたが、また行きました。その後は、私、知りません。井原町長が龍ヶ崎の市長のほうへ何回行ったか知りませんが、恐らく一、二回行けばいいのかな、そんな感じです。

それよりもまず、井原町長は、そのときの町長は、まず、国の総務省へ行って私がじかに話してくる、そう言ってもおりました。町長になる前に国のほうとお話したら、これは井原町長がじかに私に言っていたことなのですが、今の井原さんでは駄目だ、町長という肩書になったら来てくれと、そうしたら幾らでも相談に乗る、そういうことです。それで町長になったのですが、その総務省へ行ったのか行かないのか、それは私も分かりません。そのときの井原町長も私に行ってきたよ、それでこうこうこうだったよ、そういう話も一言もございません。

では、それから井原町長は何をやったかといいますと……。

〔「関係ないんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○10番（若泉昌寿君） 関係ないと言ったって、向こうだって弁明をやっているんだから、我々だって弁明やらしたっていいんじゃないんですか。議長が止めて、やめろと言うんなら私やめますけれども、あなたは少しくやっていてください。お願いします。

それで井原議員、あとの残りの中で何をやったかという、皆さんも御存じのように、この利根町に場外馬券、今のウェルネス大学、あそこへつくりたいんだという企業が来ました。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員に申し上げます。今回は、井原正光議員の辞職勧告に対する賛成の討論なので……。

○10番（若泉昌寿君） 分かりました。

○議長（新井邦弘君） よろしくお願いします。

○10番（若泉昌寿君） この場外馬券の話は私は言いたいですけれども、言いたいですけれども、では、それはやめましょう。

では、学校の話はいいですか。いいですね。

○議長（新井邦弘君） はい。

○10番（若泉昌寿君） 学校統合の話でございますが、先ほど山崎議員もおっしゃっていましたが、東文間小学校、私は東文間小学校の出でございます。しかしながら、東文間小学校の生徒数が少ないから文間小学校と統合するんだという話が出てまいりまして、それで、そのとき井原町長でした。本来ならば、その町民の方と直接話し合ったり、いろいろ何回もやらなくてはいけないのですが、恐らくやっていないで、アンケートだけだと思います。それで井原町長は、井原議員ですね、この前もちょっと話していましたが、生徒数が少ないから文間小学校と統合したんだ、そういうことです。本当に簡単に、あっさり統合したものだな、私そのように思いました。

しかし、それに変わって、今の文間小学校、それから布川小学校と文小学校、この3校

は、先ほど山崎議員も言っていました、行政は、住民の方、その他いろいろな方と何十回も話し合った結果、それで、先のことも考えて統合ということが決まったわけです。その決まった結果が我々議員のほうへ、今度、一応議会にかけて、議会では、多数決ではありませんが、賛成多数で統合するということになったのが今現在だと思います。

ですから、この井原町長が東文間小学校のときと、それから現在、佐々木町長になってから、この布川小学校に統合するんだという中身というのは、全く違うんです。町民の皆さんも、ほとんどの方が内容は知っています。ですから、井原町長のときはいかに簡単に、町長の権限と申しましょうか、そういう力の差があるのか何か分かりませんが、そういう統合の仕方が現在の統合だったんです。ですから、今はいろいろ学校の統合の問題で署名活動とか何かまだやっていますが、これは先ほどから言っていますように、順序を踏んで、それで決まって、議会も賛成多数ですが決まったのですから、今は統合を目指して行政は行っているわけです。ですからこの問題は、私は何も無いと思います。

そういうことで、船川前議長また今の議長に対して辞職勧告を出しましたが、なぜ出したのか私には分かりません。はっきり言って、私も出されましたよ。井原議員は私に対して何かちょっと、若泉議員に対してはちょっとどういうところが面白くないのか分かりませんが、内心は私は知っていますよ。知っていますけれども、これを言うと、また議長止めるでしょうから、これは言いませんけれども。

ともかく、今の利根町の議会、皆さんもう少し真剣になって、よく話し合っ、今の状況では話し合うことすらできないのかもしれませんが、でも、利根町議会は本当に皆さんが、この町をよくするのが皆さんの議員なんです。ですから、こういう辞職勧告とか何だかんだこういうことを出して、それでここでいがみ合っ、ああではない、こうではないということ言うのではなく、もう少しお互い穏やかになって、この利根町をよくするためにやってもらいたい。ですから私は、二度とこういう辞職勧告とかそういうことは出ないような、そういう議会にしてもらいたい。これでもう本当に、こういう辞職勧告とかそういうことが出ないように、皆さん、ぜひともよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（新井邦弘君） 各議員に申し上げたいと思います。討論は議題になっている事件に対して自己の賛成または反対の意見を表明することでありますので、議題以外、ほかにわたっての発言をしないよう、よろしく願いいたしたいと思います。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、井原正光議員の辞職勧告通告の動議を採決いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子，退席します。

○議長（新井邦弘君） 退席ですか。分かりました。

退席を認めます。

〔6番石山肖子君退席〕

○議長（新井邦弘君） 採決システムで行います。

採決システムを起動いたします。

本案は，原案のとおり決定することについて，お手元のボタンにより投票してください。

それでは，投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって，井原正光議員の辞職勧告動議は原案のとおり可決されました。

ここで，井原議員の入場を求めます。

〔8番井原正光君入場〕

○議長（新井邦弘君） 以上で……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 花嶋美清雄議員の議員辞職勧告決議の動議を提出いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時40分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま大越議員から花嶋議員の議員辞職勧告の動議が提出されました。

この動議は賛成者がありますので成立いたしました。

緊急を要する事件と認め日程に追加し，追加日程第2として議題とすることについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を緊急を要する事件と認め日程に追加し，追加日程第2として議題にすることに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（新井邦弘君） 可否同数です。よって，地方自治法第116条第1項の規定により議長裁決といたします。

議長は賛成です。したがって、この動議を緊急を要する事件と認め日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることは可決されました。

○議長（新井邦弘君） 追加日程第2，花嶋議員の議員辞職勧告の動議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって花嶋議員の退場を求めます。

〔7番花嶋美清雄君退場〕

○議長（新井邦弘君） 提出者の説明を求めます。

大越議員。

○4番（大越勇一君） それでは、花嶋美清雄議員の議員辞職勧告決議について提案理由を申し上げます。

花嶋議員は、議会運営委員会の委員長です。議長と議運の委員長は、性質上信頼関係で成り立ち、その上で、あらゆる面で議長は議運に諮問するわけですが、その委員長が事もあるうか、新井議長の不信任決議案に賛成しているのです。ユーチューブでも残っているので、井原議員が動議と言った瞬間に、花嶋議員が賛成と言っているのが分かると思います。

しかし、井原議員は動議と言っただけで、何に対する動議かも述べておりません。そのとき、花嶋議員は何をもって賛成したのでしょうか。しかも、井原議員の3回の動議だけの発言に全て賛成と言っており、新井議長に動議のみの発言に賛成はあり得ませんと注意される場面もありました。訳も分からず賛成していることが、はっきりとうかがえます。

議長の諮問機関である議会運営委員会の委員が4人も、先ほど来申し上げている辞職勧告決議及び不信任決議に賛成票を投じたことに啞然としましたが、特に委員長である花嶋議員は、議会運営委員会の存在意義と委員長の職責を全く理解していないのです。本来、議会における混乱を制する立場の議員であります。花嶋議員は、その職を理解しておらず、能力的にも議会運営委員会の委員長は不適切であると考えざるを得ません。

井原議員の無駄に巻き起こす混乱に、軽々に率先して動く態度は、井原議員同様に議会の品位を著しく失墜させております。こうしたことから、花嶋議員は議員の職を即刻辞職することを勧告いたします。

また、補足しますが、残念ながらこの辞職勧告決議で可決しても、法的拘束力はありません。そのことから、花嶋議員が議員を辞職しない可能性があります。万が一そうなった場合は、先ほど申し上げた理由から、議会運営委員会の委員長の職も辞めていただきたいと、そう思っております。議会運営委員会の中でも必ず議論をしていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 暫時休憩します。再開を11時50分とします。

午前 1 1 時 4 6 分休憩

午前 1 1 時 5 0 分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

山崎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 山崎でございます。先ほどの井原議員の辞職勧告と内容的には同じなのですが、理由もなく、法に触れていないこと、条例に触れていないこと、それに対して辞職勧告、不信任案を出すと、それに理由もなく、議会運営委員会の現委員長、それと前議会運営委員会の委員長、私にはそれが、提出者と賛成者、全く理解できません。

これは、議会を混乱させることが目的なのか、自分のパフォーマンスが目的なのか。俺はやってやったぞと、それを言いたいがための行いなのか。そういったことも、今後このようなことがまかり通るわけがないし、こんなことが続くわけもないし、十分、戒めをもって今後対応をしていただきたいと、そういう思いで今回の花嶋議員に対する辞職勧告、今度3回目です、花嶋議員は。その前に農業委員会入れると4回目です。そういったことも含めて、周りのお年寄りの方も高齢者の方も、よくよく思料されて、いい町、いい議会、いい利根町にしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

井原議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） ただいま花嶋議員に対する辞職勧告が大越議員のほうから提案されました。聞いていたんですけども、何か意味が全然よく分かりません。

私の動議提案に対して、議会運営委員長の肩書を持つ花嶋議員が賛成したからというような理由かと思いますが、議会運営委員長であろうと副委員長であろうと、それは議会運営委員会での肩書であって、本会議に入れば、全て一議員なんです。議会運営委員会というのは御承知のように、本会議で審議されるであろう日程等の調整、それから会期の延長等、あるいは請願、陳情の取扱いと、それが主なる仕事だと思います。だから、本会議にあっては、その肩書を持つ委員長が本会議でどなたの動議に賛成しようが反対しようが、その発言を、行動を制約されるものではない、私はそのように思います。

したがって、今提案されたこの動議は、少しおかしい、もう少しよく考えてもらったほうが良いというふうに私は思います。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。
若泉議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） 私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど、大越議員の提案理由、よく中身を聞きました。それで納得をいたしました。

花嶋議員は現在、議運の委員長でございましたが、最初は井原議員が委員長でございました。その後、花嶋議員に替わりまして今現在やっているわけですが、私、議運のメンバーではないですから、いつもいつも議運の会議の中にいるわけではないですから100%中身は分かりませんが、やはり聞くところによると、もう少ししっかりやらなくちゃいけないのかな、そういうことは私常々思っておりました。ですから、花嶋議員に対しては、委員長としてちょっと役不足なのかなと思っているのが、私の現状でございます。

さらに、花嶋議員は、先ほど山崎議員も言っていましたが、この議会の中で3回目なんです。それで、さらに一番最初は農業委員として結局、辞職勧告をして……。

〔「それは関係ないね」と呼ぶ者あり〕

○10番（若泉昌寿君） いや、話だからいいでしょうよ、よくあなたも言うじゃないですか。

〔「議長、進行してください」と呼ぶ者あり〕

○10番（若泉昌寿君） もういいです。それはもう言いませんから。3回目なんです、この議会の中で、議員として。議員で辞職勧告3回もされるということは、何かがあるから、結局このように辞職勧告が出されるわけです。実は私も辞職勧告出されましたが、その点、私がこれはこういうところが悪かったから辞職勧告出されたんだな、それを私、ちゃんと自分で理解しております。

そういうことで、私は賛成しますのでよろしくお願いします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、花嶋議員の議員辞職勧告の動議を採決いたします

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子、退席いたします。

○議長（新井邦弘君） 認めます。

〔6番石山肖子君退席〕

○議長（新井邦弘君） この採決は採決システムで行います。

採決システムを起動いたします。

本案は、原案のとおり決定することについて、お手元のボタンにより投票してください。
それでは、投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、花嶋議員の議員辞職勧告の動議は原案のとおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） ここで、花嶋議員の入場を求めます。

〔7番花嶋美清雄君入場〕

○議長（新井邦弘君） 以上で、本臨時会の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第5回利根町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時59分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 新井邦弘

署名議員 大越勇一

署名議員 石井公一郎